

〈研究ノート〉

日本の死刑に関する国連人権理事会 2024年9月22日通報通告について

～ポスト袴田再審無罪の時代における死刑のゆくえ～

石 塚 伸 一

日本の死刑に関する国連人権理事会
2024年9月22日通報通告について
～ポスト袴田再審無罪の時代における死刑のゆくえ～

石 塚 伸 一

= 目 次 =

はじめに

1 特別手続の概要と通報の経緯

2 死刑制度に対する国民の支持

～日本国民の80パーセントは死刑存置に賛成なのか？～

3 国連人権理事会「通報通告」（2024年9月22日付け）

4 日本政府「回答」（2024年11月22日付け）

5 帰路に立つ日本の死刑

～ポスト袴田判決の時代の死刑廃止運動～

むすびに代えて

はじめに

2024年12月7日朝日新聞に「国連の特別報告者の通報」の記事が掲載された¹。法務大臣は、同月10日の記者会見で、①国連人権理事会の特別報告者が、本年9月死刑制度に関する書簡が到達し、日本の死刑に懸念が示され、執行停止の検討を求められたこと、②政府は、11月22日、代表部を通じて関連情報を提供し、政府見解を伝えたこと、③絞首刑については最高裁判決判例²が「他の方法に比して特に人道上残酷であるとする理由は認められない」と判示しており、法務省も同意見であること、④執行の一時的停止については、「国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ない」と考えており、執行停止後に再開された場合、死刑確定者の期待を裏切ることになり、「かえって非人道的な結果」になりかねないことなどを発表した。

本稿では、まず、今回の国連人権理事会への通報の経緯および「特別手続 (special procedure)」について概説する。つぎに、「任務保持者 (mandate holder)」による通告およびこれに対する日本政府の回答の概要を紹介し、最後に、今後の展開と日本の死刑廃止運動の進むべき方向を検討する。

1 特別手続の概要と通報の経緯

(1) 特別手続 (special procedures) の概要³

制度の目的は「人権擁護の最前線に立ち、人権侵害を調査し、個々のケースや緊急事態に介入すること」である。組織は独立した人権の専門家で構成され、テーマ⁴ および国⁵ ごとに報告書を作成し、当事国に助言を行う。任務保持者は人権理事会が任命し、それぞれが個人の資格で任務を果たす。公正を期すため独立した地位が保証され、在職期間は最高6年で

ある。任務保持者には個人（特別報告者および独立した専門家）と部会メンバーから成る作業部会（アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ海域、東欧、西欧の各地域からの代表5名）とがある。

特別手続のプロセスは、第1ステージは通報の受理から始まる。第2ステージは対象国に人権侵害の可能性のある個別事案、懸念事項、質問事項を通告する。対象国には60日以内に回答することが求められる。ステージ3では記者会見を開催し、情報に基づいて所見が発表される。ステージ4は本格的調査であり、必要があれば訪問調査が実施され、専門家による協議会が開催される。最終ステージでは①調査結果の公表、②対象国の国民意識の啓発、③改善のための技術協力や助言が行われる。⁶

日本との関係では、従軍慰安婦問題の解決に寄与した「クマラスワミ報告書（女性に対する暴力とその原因及び結果に関する報告書）」（1996年）は特別手続による調査の結果、全体会議の決議にまで至った。また、直近では「企業と人権」作業部会の来日調査によって、いわゆる「ジャニーズ問題」が世界的に注目を集め、会社解散にまで至ったことは記憶に新しい。

（2）通報の経緯

現在、大阪の裁判所には死刑に関する4つの裁判が継続している。これと関連して、日本の死刑確定者処遇の窮状をアピールする必要があると考えた弁護士⁷が国連人権理事会への通報の検討を始めた。当事者（匿名）からの委任を受け、2024年1月30日、人権理事会に通報した。同年9月24日、担当者から連絡で特別任務者が日本政府対して通報通告と質問を送付し60日以内に回答を求めたこと、同年11月23日には通告書と回答をホームページにアップすることなどの連絡があり、日本時間の同月24日、特別報告者6名による通報通告と回答が公表された。⁸

発表によって、通報は大阪チームからだけではないことが明らかになった。監獄人権センター事務局長の大野鉄平弁護士（愛知県弁護士会）が⁷

名の死刑確定者に対する24時間監視のプライバシー侵害、女性への無配慮な処置などについて同じ手続で通報していた。

(3) 通報通告に関する法務大臣コメント

2024年12月10日、閣議の後の記者会において「日本の死刑制度が国際法に違反する疑いがあるとして、国連の人権理事会に任命された特別報告者が政府に対して、執行方法の見直し、それから執行停止の検討を求める通報を行いました。改めて制度に対する政府の立場を伺います。」との記者の質問に対し鈴木馨祐法務大臣は次のように答えた。⁹

御指摘の、国連人権理事会から任命された特別報告者が、本年9月、日本政府に送付した死刑制度に係る共同書簡において、我が国の死刑の執行方法に懸念を示し、死刑の執行停止の検討を求めたということを承知しています。ただ、この特別報告者については、個人の資格で人権状況の調査・報告を行う独立した立場ということで、その見解は、国連や、あるいはその機関である人権理事会としてのものではないということです。また、我が国に対しての法的拘束力を有するものではありません。

その上で、我が国としては、本年11月、ジュネーブ国際機関日本政府代表部を通じて、特別報告者に対し、我が国の死刑制度に関する追加情報を提供するとともに、我が国の見解を伝えたところです。

その上で、執行方法について申し上げますと、刑法において、「絞首して執行する」と定められています。最高裁判決では、「現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残酷であるとする理由は認められない。」と判示しているところであり、法務省としても同様に考えています。

また、死刑の執行を一時的に停止するという点については、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えているということ、そして死刑の執行が停止された後にこれが再開された場合、死

刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながらこれを覆すことになり、かえって非人道的な結果にもなりかねないということから、
当方としても妥当ではないと考えています。

2 死刑制度に対する国民の支持

～日本国民の80パーセントは死刑存置に賛成なのか？～

日本政府は、これまで死刑存置の理由として「国民の大多数が死刑存置を支持していること」を掲げてきた。支持の根拠は、5年ごとに内閣府が実施する「基本的法制度に関する世論調査」である。

直近の2019年11月7日から17日に実施された調査によれば、国民はつぎのように答えている。¹⁰

(1) 死刑制度に対する意識

「死刑は廃止すべきである」、「死刑もやむを得ない」という意見があるが、どちらの意見に賛成か聞いた。その結果、「廃止すべきである」と答えた人の割合が9.0%、「死刑もやむを得ない」と答えた人が80.8%、「わからない・一概に言えない」と答えた人が10.2%となった。

8割以上が死刑を支持しているというのである。

ア 死刑制度を廃止する理由

「死刑は廃止すべきである」と答えた人（142人）に、その理由を聞いたところ（複数回答）、「裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない」（回復不能）を挙げた人が50.7%、「生かしておいて罪の償いをさせた方がよい」（生きて贖罪）が42.3%、「死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が増加するとは思わない」（抑止力の否定）が32.4%、「人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮であ

る」(刑罰の人道性)が31.7%、「国家であっても人を殺すことは許されない」(殺人禁止)が31.0%、「凶悪な犯罪を犯した者でも、更生の可能性はある」(更生可能)が28.2%の順であった。

イ 即時死刑廃止か、いずれ死刑廃止か

「死刑は廃止すべきである」と答えた人に死刑を廃止する場合には、「すぐに全面的に廃止するのがよい」(即時全面廃止)が36.6%、「だんだんに死刑を減らしていつ、いずれ全面的に廃止する方がよい」(漸次廃止)が57.0%であった。

廃止するとしても段階を踏むことを支持する人が半数以上いる。

ウ 死刑制度を存置する理由

「死刑もやむを得ない」と答えた人(1,270人)に理由を聞いたところ(複数回答)、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」(被害者感情)が56.6%、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」が53.6%の順であった。

エ 将来も死刑存置か

「死刑もやむを得ない」と答えた人に、将来も死刑を廃止しない方がよいと思うか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思うか聞いたところ、「将来も死刑を廃止しない」(永久存置)が54.4%、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」(状況次第)が39.9%となった。

未来永劫死刑廃止という人が過半数であったが、状況次第で廃止もあり得るという人が4割いた。

(2) 死刑の犯罪抑止力

死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるが、どのように考えるか聞いたところ、「増える」（抑止力肯定）が58.3%、「増えない」（抑止力否定）が13.7%となり、「わからない・一概には言えない」が27.9%であった。

死刑に凶悪犯罪への抑止力を感じている人が6割はいる。

(3) 終身刑を導入した場合の死刑制度の存廃

仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思うか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思うか聞いたところ、「死刑を廃止する方がよい」（代替的終身刑）が35.1%、「死刑を廃止しない方がよい」（死刑絶対存置）が52.0%となり、「わからない・一概には言えない」が12.8%であった。

犯罪者が二度と社会に出てこれない終身刑が導入されたとして、それでも死刑を存置という人が過半数であった。しかし、それなら死刑を廃止してもよいという人が3割以上いる。

(5) 小 括

鈴木法務大臣は、世論の支持について「国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えている」と述べたが、これまでのように「国民の大多数は死刑存置を支持している」との強気の発言はなかった。

通報後の2024年9月22日死刑再審無罪判決、同年10月9日無罪確定、同月23日福井の女子中学生殺人再審請求決定、そして、同月27日の衆議院総選挙において与野党逆転。

2024年の「基本的法制度に関する世論調査」は11月には行われているはずである。日本の死刑制度の帰趨を決める重要な世論調査になった。

3 国連人権理事会「通報通告」(2024年9月22日付け)の概要

国連人権理事会 (United Nations Human Rights Office of the High Commission) の「通知の報告および調査 (Communication report and research)」は、2024年9月24日に送付され、同年11月23日付けで公表された。¹¹

以下はその要約である。

(1) 基本事項

(対象国) 日本

(都市／場所) 東京拘置所、大阪拘置所

(期間／時期) 1970年から現在まで

(顕名の被害者) 7名¹²

(匿名も含む被害が懸念される死刑確定者) 106名

(2) 通報事項

通報者からは、人権理事会に対し、下記の事項について通報があった。

①死刑執行の事前通知の欠如、②再審請求中の個人の死刑執行、③女性被拘禁者に対する配慮措置の欠如、④絞首刑による執行、⑤拷問に相当しうる残虐な、非人道的あるいは品位を傷つけるような扱い（処遇）を受ける可能性のある死刑確定者の状況、⑥死刑確定者として死刑執行を待つ被拘禁者およびその親族・恋人の精神の健康への悪影響などについて、日本政府の死刑手続に関する情報が寄せられた。

(3) 調査実施主体

①超法規的、即決的または恣意的処刑に関する特別報告者（「恣意的処刑委員 Executions」）

（龍法 '25）57-4, 402 (1048)

- ②恣意的拘禁に関する作業部会（「恣意的拘禁部会arbitrary detention」）
- ③すべての人間の到達可能水準の身体的および精神的健康の享受に対する権利に関する特別報告者（「健康委員Health」）
- ④プライバシーの権利に関する特別報告者（「プライバシー委員Privacy」）
- ⑤拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者（拷問委員Torture）
- ⑥女性と女子に対する差別に関する作業部会および女子に対する差別に関する作業部会（女性差別部会Women and Girls）

（4） 通知書面の概要

日本政府殿

2024年9月24日、我々は、①超法規的・即決的・恣意的処刑に関する特別報告者（恣意的処刑委員）、②恣意的拘禁に関する作業部会（恣意的拘禁作業部会）、③すべての人の心身の健康を享受する権利に関する特別報告者（心身の健康委員）、④プライバシーの権利に関する特別報告者（プライバシー委員）、⑤拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者（拷問委員）および⑥女性と女子に対する差別に関する作業部会（女性差別部会）は、人権理事会決議53/4、51/8、51/21、55/3、52/7および50/18にしたがって、日本において行われている死刑に関する手続と方法について、我々が受け取った情報に基づき、日本政府に対し、①死刑執行の事前通告の欠如、②再審理中の死刑執行、③女性被収容者に対する性別に応じた措置の欠如、④絞首刑による死刑執行および⑤死刑囚監房の状況の5事項について注意を喚起する。

とりわけ、拷問に相当する可能性のある残虐、非人道的、品位を傷つける処遇の可能性があること、死刑囚監房で死刑執行を待っている者および

その親族・恋人の精神衛生に悪影響を及ぼすこと、日本における死刑に関する手続の実施方法などに問題がある。

ア 即日告知・即時執行

我々が入手した情報によると日本には下記の問題がある。すなわち、現在日本では、行政の慣行に従って、死刑確定者の刑の執行は、執行日の朝、執行の約2時間前に告知されている。家族、親しい友人、弁護人には事前通知がなされていない。日本政府は、死刑執行の当日に事前に死刑を告知することは、死刑確定者の精神衛生に重大な影響を与え、心情の安定を保つことが困難になるということを根拠に挙げている。しかし、日本でも1970年代以前は、死刑執行の少なくとも1日前には通告されていた。しかし、その後、法務省の運用事務手続が即時告知に変更された。この点について法令上の根拠はない。上記の運用変更は、死刑確定者が執行の告知を受けて自殺した事件がきっかけになったとされる。事前告知がないため、死刑確定者は執行前に家族と最後の面会をすることができない。ある死刑確定者は、看守の足音に怯え続け、足音が聞こえるたびに「今日が死刑執行日なのか」と恐怖に駆られたと語っている。

イ 死刑囚の処遇（24時間監視）

東京拘置所（東京都葛飾区）と大阪拘置所（大阪市都島区）は法務省が運営する刑事施設である。上記の拘置所は、死刑執行を行う全国7か所の拘置所のうちの2つであり、未決拘禁者、受刑者、死刑確定者などを収容している。2023年末現在の日本の死刑確定者は106名（男性99名、女性7名）である。死刑確定者は、すべて独居房に拘禁されている。

東京拘置所に収容されている5人の死刑確定者（報告書では顕名）は全員、収容当初から天井に設置された監視カメラ（CCTV）で24時間監視されている。全員が5.4平方メートルの独房に収容され、独居房に拘禁され

ている。Aさんは12年余、Bさんは5年余、このような独房に収容されている。CさんとDさんも、男女の刑務官が勤務する監視カメラ付きの独房に収容されている。Cさんは10年間、Dさんは23年間、独房に拘禁されている。Eさんは、2022年3月1日付の移送命令により、14年以上ぶりに監視カメラのない居室に移されたが、依然として独居拘禁である。カメラの前には遮蔽物がないため、脱衣やトイレに行く様子などもすべて録画されている。

大阪拘置所には、現在、19人の死刑囚が収容されている。そのうち13人が再審請求中である。しかし、裁判所の判断が出る前に死刑が執行される可能性がある。同拘置所に収容されている死刑確定者、FさんとGさんの2人も、5.4平方メートルの独居房で、天井に設置された24時間監視カメラによる監視の下で長期間独房に拘禁されている。Gさんは、21年以上このような環境で拘束されている。Fさんは、2024年7月26日に8年ぶりに監視カメラのない居室に移されたが、現在も独居拘禁である。女性だけでなく。男性の刑務官も女性収容者の映像を監視することができる。カメラの前に遮蔽物がないため、受刑者が服を脱いだり、トイレを使用したりする様子もすべて録画されている。ビデオ監視は、法律の規定によるものではなく、各施設の『特別の注意を要する被収容者の処遇に関する細則』に基づいている。死刑確定者と弁護士との交通が拘禁職員に監視された例もある。死刑確定者と弁護士および家族以外の者との外部交通は厳しく限定されている。

ウ 再審請求中の死刑執行

日本では法務大臣によって死刑の執行が命令される。死刑確定者が再審請求を申し立て、裁判所がまだ決定を下していない場合でも、死刑が執行されることがある。2017年以降に執行された23件の死刑判決のうち、19件は再審請求中であった。日本では、死刑確定者が再審で無罪となっ

た例が4件ある。¹³ 再審請求中の死刑確定者が死刑執行された場合、司法過誤は取り返しのつかないものとなる。

エ 死刑執行方法（絞首）

2000年以降現在までに日本政府は98人の死刑判決を執行した。執行方法は絞首である。「死刑を執行するときは、死刑囚の死亡を確認してから5分後に絞縄を解く」などの規定以外に絞首刑の執行方法に関する具体的規定はない。日本政府は、拘置所内の死刑執行の場所、死刑執行の手順、絞縄の長さその他の具体的な死刑執行方法および死刑執行に至る経緯を記載した文書を公表していない。

我々は、申立て情報の正確性を疑うものではない。しかし、①死刑執行の事前通告がないこと、②再審請求中に死刑が執行されていること、③絞首によって死刑が執行されていること、④死刑確定者の処遇に問題があること、⑤死刑執行の方法（手続）が公表されていないことなどには重大な懸念を抱いている。

(5) 国際人権準則違反

【自由権規約違反】 上記の申立てが事実であることが証明された場合、日本政府の行為は、『自由権規約（B規約）』¹⁴ 第6条「生命に対する権利」、第7条「拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利」、第10条「自由を奪われたすべての者が人間的にかつその尊厳を尊重して取扱われる権利」および第17条「プライバシー、名誉、名声に対する恣意的または不法な干渉を受けない権利」の侵害の可能性がある。

【その他の国際準則違反】 1979年6月21日に日本が批准した『国際人権

規約（B規約）¹⁵、1999年6月29日に批准した『拷問禁止条約（CAT）』¹⁶、1999年6月29日に批准した『社会権規約（A規約）』¹⁷第12条。1979年6月21日に批准した『女性差別撤廃条約（CEDAW）』¹⁸、1985年6月25日に批准した『国連被拘禁者処遇最低基準規則（現「ネルソン・マンデラ・ルールズ」）』¹⁹、日本国『刑法』第11条および『刑事施設法』第179条、『女性受刑者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）』²⁰ および『死刑に直面する者の権利の保護を保証する国連の保障措置』²¹などに違反している可能性がある。

【国連人権理事会の改善勧告と勧告に対する日本政府の対応】

我々は、日本政府に対し、死刑が執行される場合には「肉体的・精神的な苦痛を可能な限り最小限に抑える方法で執行されなければならない」ことを改めて通告した。

ア 自由権規約 人権理事会「一般コメント」第20パラグラフ6および経済社会理事会の「死刑に直面する者の権利の保護を確保する保障措置」の保障措置第9に反しているおそれがある。また、死刑執行の事前通知を行わないことについて人権理事会は、基本的に虐待の一形態であり、直後の死刑執行は『国際人権規約』第7条に違反すると指摘した（CCPR/C/GC/36、第40項）。

イ 人権理事会 死刑確定者およびその家族に対して、執行予定日時を事前に合理的範囲内で通知することにより、死刑確定者がこの事態に備える機会を与えられていないこと、および、心の準備をする機会を与えられないことによる心理的苦痛を軽減するため、死刑確定者およびその家族に対して執行予定日時を合理的な事前通知すること、死刑確定者に対する長時間の独房拘禁を控えること、ならびに、死刑確定者に対する24時間ビデオ監視を、特に必要な場合であり、かつ、可能な限り短期間で行うことを勧

告している（CPR/C/JPN/CO/7、パラグラフ21b）。

ウ マンデラ・ルールズ 独房監禁の使用に関しては、「ネルソン・マンデラ・ルールズ」規則第43が、いかなる状況下でも、制限や懲戒制裁が拷問やその他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける扱いまたは罰に相当するものであってはならないと規定しており、特に無期限の独房監禁と長期にわたる独房監禁を禁止していることを強調しておきたい。同規則第45は、独房監禁は例外的な場合のみ、最後の手段として、可能な限り短期間、独立した審査の対象として、かつ、権限のある当局の許可を得た場合にのみ使用されるべきであると規定している。

ウ バンコク・ルールズ 国連の『女性受刑者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則（バンコク・ルールズ）』における性別を考慮した規定によって裏付けられたバンコク・ルールズ第22は、マンデラ・ルールズ規則第43を引用し、さらに、特定のカテゴリーの女性受刑者（妊娠中の女性および母親）は、健康状態の悪化を招く可能性を回避し、また母親から引き離すことによって刑務所内で子供に不利益が生じることを避けるため、独房監禁に置くべきではないと付け加えている。

エ 拷問禁止委員会 拷問禁止委員会は、死刑確定者に対する独房監禁を禁止すべきであると指摘していること（CAT/C/51/4、第33項）、および、被拘禁者または受刑者の長期にわたる独房監禁は、第7条で禁止されている行為に該当する可能性がある与人権委員会が指摘していること（「一般コメント」第20号：第7条、1992年、第6項）を確認しておく。

オ 人権理事会 自由の剥奪と拘禁は、身体的および精神的健康に対する権利の享受にとって有害な環境を作り出すと予想される。特に、独房監禁は精神衛生と幸福に悪影響を及ぼす。さらに、我々は「すべての人の身体的および精神的健康の享受に対する権利に関する前特別報告者の報告書」に言及しておきたい。同報告書では「拘禁および自由剥奪の状況において、健康に対する権利の侵害は 健康に対する権利の侵害は、公正な裁判の保

証、恣意的な拘禁および拷問やその他の残虐な、非人道的な、屈辱的な扱いに対する禁止、生命に対する権利の享受を妨げる」という事実および「健康に対する権利の侵害は、拘禁および自由剥奪の原因および結果の両方として現れる」という事実を指摘している。再審理に関しては、「人権理事会一般意見」第36が「いかなる死刑判決も、被宣告者にすべての司法上の上訴手続きを利用する機会が提供され、当事者にすべての司法上の上訴手続きを利用する機会が与えられ、検察官または裁判所による監督審査および公式または私的な恩赦の要請の検討を含む、利用可能なすべての非司法的救済手段への申立が解決された後でなければならない」(CCPR/C/GC/36、第46項)と指摘している。

カ 人権理事会 再審請求に死刑執行停止の効力効果を認めるべきであることを繰り返し勧告している (CCPR/C/JPN/CO/5、第17項; CCPR/C/JPN/CO/6、第13項; CCPR/C/JPN/CO/7、第21(c)項)。17; CCPR/C/JPN/CO/6, para. 13; CCPR/C/JPN/CO/7, para. 21(c))。

キ 女性差別撤廃委員会 女性が権利を行使し主張することを妨げ、効果的な救済へのアクセスを妨げる「ジェンダー・ステレオタイプ」を含む根本的な社会的・文化的差別を明らかにし、差別を取り除く義務が締約国にはあることを強調していることに留意すべきである。これは、上訴を求める女性にとって特に重要である。ジェンダーの固定観念、汚名、有害な家父長的文化規範、ジェンダーに基づく女性に対する差別は、女性に特別の影響を与え、女性が男性と平等に司法にアクセスする能力に悪影響を及ぼす。女性と女子に対する差別に関する作業部会は、国家が女性の自由の剥奪と、そのすべての根本原因に対処するための措置を講じることを勧告している。このような配慮的措置には、女性を刑事司法制度から遠ざけることを主たる目的とした効果的なジェンダーに特化した介入策の利用可能性の確保、バンコク・ルールズに定められた基準の国内制度への統合、女性が刑事司法制度と接触するに至る根本要因への対処などが含まれる (A/

HRC/41/33)。

ク 人権理事会 継続的なCCTVカメラの使用に関して、自由を奪われた人びとの尊厳を尊重することは、自由な人びとに対するものと同じ条件で保証されなければならないと、人権委員会は指摘している（「一般コメント」第21号：第10条、1992年、パラグラフ3）。

ケ 人権理事会 個人のプライバシーの権利に対する干渉は、法律で想定されている場合を除いては認められないと指摘していることにも留意すべきである。これには、テクノロジーの利用を管理する特定の政策や指針を含む法的枠組みも含まれる。さらに、この文脈における干渉は、それが必要ではなく、限られた目的を達成するのに相当ではない（比例性原則に反する）場合には恣意的と看做される（一般的意見第16号：第17条、1988年；パラグラフ3-4）。テクノロジーは、その意図する目的以上に、しばしば不均衡な人権への影響を及ぼす。継続的な監視や独房監禁の使用が健康に対する権利に否定的な影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。この点に関して、日本政府に対し、「経済的、社会的および文化的権利委員会（CESCR）」が採択した「一般的意見」第14号への注意を喚起したい。この一般的意見は、健康に対する権利を「包括的なものであり、時宜を得た適切な医療だけでなく、健康の基礎的条件にも拡大適用されるべきである」と解釈している。健康の権利は「適切な健康保持についてだけでなく、健康の基礎的要因にも適用される」と解釈しており、国家には、受刑者や被収容者を含む全ての人の健康への権利を尊重する義務があることを強調している（経済的、社会的および文化的権利に関する規約委員会「一般コメント」第14号、パラグラフ11および34）。

男性刑務所職員による女性受刑者の監視に関しては「ネルソン・マンデラ・ルールズ」が、女性受刑者の監視と警備について、女性受刑者への対応と監督は女性スタッフのみが行うなど、特別の対応を義務付けている（規則88）。女性被収容者に対する特別な措置を講じないことは「女子差別

撤廃条約（CEDAW）」第1条に違反する可能性がある（CEDAW/C/49/D/23/2009）。同委員会は、「女性の司法へのアクセスに関する一般的勧告」第33において、各国に対し、拘禁施設を監視する仕組みを整え、女性被収容者の状況に特別の注意を払い、拘禁中の女性に対する処遇に関する国際的な指針と基準を適用するよう強く求めている。同時に、同委員会は、司法制度における固定観念や性別による偏見が、女性の完全な人権享受、すなわち、起訴前、裁判、判決、上訴、拘禁条件など、司法過程全体にわたる権利の享受に、広範囲にわたる影響を及ぼしていることを認識している。

コ 人権理事会 死刑の執行方法に関して、拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者は、ほとんどの死刑執行方法は拷問とまではいかなくとも、虐待に相当するとの見解を示していることを指摘しておく。また、死刑を適用する国家は、拷問または虐待の禁止が 厳格に遵守されとは限らないこと（A/67/279、パラグラフ75-77）、死刑そのものを拷問および虐待の禁止に対する違反であるとみなす国際的な基準が発展しつつあること（A/67/279、パラグラフ72）を指摘している。特に絞首刑の方法に関して、国連人権高等弁務官は、法律上の問題として、絞首刑は規約第7条に反すると指摘している（A/67/279、パラグラフ33）。

サ 国連人権高等弁務官事務所 我々は、2018年の国連人権高等弁務官事務所の死刑に関する報告書に関するハイレベル・パネルディスカッションにおいて、同パネルが、死刑が犯罪率を低下させる抑止効果を持つという命題を裏付ける証拠はない、と指摘していることを強調したい（A/HRC/39/19）。同様に、我々は、超法規的、略式的または恣意的な処刑に関する長年の経験および研究とエビデンスの慎重な検証に基づいて、死刑が効果的な抑止力であることが証明されたことは一度もないことを指摘する。²²

(6) 死刑執行停止要請

我々は、これらの問題の緊急性と、死刑という刑罰が不可逆的であることに鑑み、日本政府に対し、死刑の執行方法を見直し、執行方法が残酷かつ非人間的、屈辱的な扱いまたは刑罰に当たらないことが確保され、近年確立された新たな確立された国際慣習法に配慮し、死刑の執行停止を検討することを要請する。

本書面で氏名を特定した死刑確定者たちの権利を保障し、前掲の国際文書に従い、日本政府が採った諸措置について回答することを求める。

(7) 追加情報の提供と説明の要請

人権理事会から与えられた権限の下、我々の注意を喚起したすべての事例を明らかにすることが我々の責務であるため、以下の①から⑤について見解を求める。

- ①上記の申し立てについて、追加情報およびコメントがあれば示すこと
- ②国際基準に従って、死刑確定者の処遇体制が残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるような処遇や刑罰に当たらないことを保証するために、どのような措置が想定されているのかを説明すること
- ③7人の顕名の申立人を含め、日本のすべての拘置所において、被収容者の精神的健康を含む健康、プライバシー、尊厳に対する権利が確実に守られるために、どのような措置がとられているのかを説明すること
- ④再審を待っている個人の死刑執行を防ぐために、どのような保護措置がとられているのか、あれば説明をすること。ない場合には、それが国際基準における日本の義務をどのように果たしているか説明すること
- ⑤日本政府が死刑のモラトリアム（執行停止）の実施を検討したことがあれば説明すること

回答を待つ間、我々は、申立てられた違反を阻止し、その再発を防止す

るために必要なすべての暫定的措置を講じること、また、調査が申し立てを支持または示唆する場合には、申立てられた違反の責任者の説明責任を確保することを強く求める。我々の見解では、プレスリリースの根拠となる情報は、早急に注意を払うべき問題を示すのに十分な程度の信頼性があるため、近い将来、我々の懸念を公表する可能性がある。また、我々は、上記の疑念の潜在的な影響について、より広範な人びとに注意を喚起すべきであると考えている。プレスリリースは、問題の存在を明確にするため、我々が日本政府と連絡を取っていることを示すものである。60日以内に回答を求める。上記期限経過後、本通告書と日本政府からの回答は、コミュニケーション報告用のウェブサイトを通じて公開される。

なお、これらの情報は、人権理事会に提出される通常の報告書にも記載される。本通告に含まれる情報を日本政府に送付した後、「恣意的拘禁に関する作業部会 (the Working Group on Arbitrary Detention)」が「自由の剥奪が恣意的であるか否か」について意見をまとめるため、「通常手続 (regular procedure)」を通じて本件を通報することもできることを日本政府に通知する。本通告書は、同作業部会が提示するいかなる意見をも予断させるものではない。その際には日本政府には「申立書 (allegation letter)」と「通常手続」にそれぞれ別に回答することが求められる。

(8) 文書作成者

通告通知書は、日本政府に対して敬意を払っていることを示して結ばれている。書面作成名義人は、4人の特別報告者と2つの作業部会の代表である。

モーリス・ティドボール・ビンツ (Morris Tidball-Binz)

超法規的、即決的および恣意的処刑に関する特別報告者

(Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions)

ガンナ・ユドクィウスカ (Ganna Yudkivska)

恣意的拘禁に関する作業部会副議長

(Vice-Chair of the Working Group on Arbitrary Detention)

トラレン・モフォケン (Tlaleng Mofokeng)

すべての人びとの最高水準の身体的および精神的健康の享受

に対する権利特別報告者

(Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the

highest attainable standard of physical and mental health)

アナ・ブライアン・ヌグレール (Ana Brian Nougères)

可能な水準の身体的および精神的健康を享受する権利に関する特別報告者

(Special Rapporteur on the right to privacy)

アリス・ジル・エドワーズ (Alice Jill Edwards)

拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける

取扱いまたは刑罰に関する特別報告者

(Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading

treatment or punishment)

ラウラ・ニリンキンディ (Laura Nyirinkindi)

女性及び少女に対する差別に関する作業部会の議長兼報告者

(Chair-Rapporteur of the Working Group on discrimination

against women and girls)

日本政府は、要請に応じて回答した。

次章では、「回答」の概要を紹介する。

4 日本政府の「回答」(2024年11月22日付け)の概要²³ ～特別手続による通報通告に対する日本政府の回答～

日本政府は、2024年9月24日付の通報通告(UA JPN 2/2024)において回答が求められた質問1から5に対し下記回答する。

質問1. 下記の申立てについて、追加情報およびコメントがあれば提供してください。

【当日告知】

1. 死刑の執行は、死刑の執行日当日、直前に死刑確定者に通告される。その理由として、死刑執行数日前に被収容者に通知した場合、被収容者の心情の安定に悪影響を及ぼすおそれがあること、また、過度の苦痛を与えるおそれがあることなどが挙げられている。
2. 家族等の関係者に死刑の執行を事前に通知した場合、関係者に無用な精神的苦痛を与えるおそれがある。また、通知を受けた家族が被収容者と面会し、被収容者が死刑執行の予告を知った場合、同様の苦痛を与えるおそれがある。したがって、現在の告知の時期は正当である。
3. 死刑執行後、死刑確定者があらかじめ指定した者(家族、弁護士など)に対し、関係法令に基づき速やかに通知している。

【死刑判決を受けた被収容者の処遇】

4. 死刑確定者は、刑事施設において適正に拘置するとともに、その心情の安定を保つことができるようにする必要がある。死刑確定者については『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』第36条が終日単独室に収容し、原則として居室外で他の被収容者と接触させないと規定している。

5. ただし、同条3項は、死刑確定者の心情の安定を保つために有益と認められる場合には、他の死刑確定者と接触することを許すことができる旨定めている。したがって、このような処遇が人権侵害に当たるとは考えていない。

6. また、死刑確定者の状態を考慮し、必要に応じて、監視カメラを備えた部屋に収容することがあるが、このような処遇は、被収容者の人権を侵害するものとは考えていない。

【死刑が執行されなかった死刑確定者の数】

7. 2023年12月末現在、死刑が執行されていない被収容者は107人である。したがって、死刑が執行されていない死刑確定者は107人である。²⁴

【再審請求中に死刑が執行された死刑確定者の数】

8. 日本では執行に関する情報は非公開のため、開示を差し控える。なお、これは通報通告の文書に記載された数値の正確性を認める趣旨ではない。

9. 死刑確定者が再審で無罪となった事例は5件ある。

(注) 質問では4件であったが、2024年11月9日に確定した袴田巖氏の死刑再審無罪を認めた数になっている。

【死刑の執行方法】

10. 死刑は、刑法第11条第1項において「絞首して執行する」と規定している。

11. 最高裁判所は、現在日本国で採用されている絞首刑の方法が他の方法と比較して特に非人道的な残虐性を有すると解すべき理由はないと判示しており、政府も同様の見解である。²⁵

【再審請求による執行停止】

12. 刑事手続においては、すべての死刑事件について弁護人を選任しなければならず（刑事訴訟法第289条）、事実認定や死刑の決定は、厳格な証拠法則に基づく慎重な審理を経ている。また、被告人は、裁判所の判決に対して上訴する権利を有し、三審制の下、有罪の認定や刑罰の重さについては上級審による再審査が保障されている。したがって、こうした厳格かつ慎重な手続きを経て確定した死刑判決は、原則として厳格に執行されるべきであると考ええる。

13. 他方、再審請求中のすべての死刑執行が停止されるとすれば、死刑確定者が再審請求を繰り返す限り、死刑が執行することができなくなり、刑事裁判の執行による終結が不可能となる。

14. 法務大臣は、個別事件の関係記録を十分に精査し、死刑執行停止の可能性を慎重に検討し、再審事由の有無を検討した上で、死刑執行停止事由がないと認める場合に限って死刑執行を命令している。

15. したがって、再審請求がなされた場合には、必ず執行を停止するような制度を設けることは、必要でも適切でもないと考ええる。

【死刑制度の抑止効果】

16. 死刑制度の抑止効果を証明することは困難であるが、刑罰が犯罪抑止の一形態であることは一般に認識されており、死刑制度についても同様である。

17. 日本政府が実施した死刑制度に関する世論調査²⁶によれば、「死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるが、どのように考えるか」という質問に対して「死刑制度が廃止されれば、残虐な犯罪が増加すると思う」と答えた人が過半数²⁷を占めている。このように死刑の効果を広く認めているということは、死刑には犯罪を抑止する効果があるということであろう。

18. また、死刑制度の存在が、長期的には国民の規範意識の維持に寄与していることは否定し難く、政府としても、死刑制度には一定の非道な犯罪を抑止する効果があると考えている。

質問 2. 国際基準に沿って、死刑確定者に対する処遇が残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるような待遇や刑罰に当たらないことを保証するために、どのような措置が想定されているのかを説明してください。

19. 死刑確定者は、上記 4.のとおり、終日、単独室に収容されているが、被収容者が孤立することなく、心情の安定を保つことができるよう、刑務所の職員や任意の面会人との接触や、刑務所の教誨師によるカウンセリングを受けることが認められている。また、そのために必要と認められれば、ビデオやテレビを見る機会も与えられている。

質問 3. 日本のすべての拘置所において、被収容者の精神的健康を含む健康、プライバシーおよび尊厳に対する権利が保護されることを確保するために、どのような措置がとられているのかを説明してください。

20. 死刑確定者の状態を考慮し、必要な場合には、監視カメラを備えた部屋に収容することがある。なお、そのことが被収容者の人権を侵害するものとは考えていない。

質問 4. 再審を待っている個人の死刑執行を防ぐために、どのような保護措置がとられているのか、あれば説明してください。ない場合は、それが国際基準における日本の義務にどのように従っているかを

説明してください。

21. 死刑の執行は法務大臣が命ずると規定する刑事訴訟法第475条第1項は、検察官の指揮の下でのみ裁判の執行ができると規定する同法第472条の例外である。

22. その趣旨は、死刑は人の生命を奪う究極の刑罰であり、一旦執行されると回復し難いものであることから、死刑の執行手続は、法務の最高責任者である法務大臣が、再審、非常上告等の死刑判決に関する例外的な救済措置の事由がないかどうかを改めて慎重に検討し、特別の配慮を要することが適当であると理解しているということである。

23. 現実に法務大臣は、個々の事案の記録を十分に精査し、死刑執行停止の可能性を慎重に検討し、再審事由の有無を検討した上で、執行停止事由がないと認められた場合にのみ死刑執行命令を発している。

24. また、刑事訴訟法第475条第2項は、大臣の執行命令は、判決が確定した日から6か月以内に行うが、再審請求の申立てからその処理に要した期間は、この期間に算入しないと定めている。

質問5. 政府が死刑のモラトリアムの実施を検討しているかを説明してください。

25. 死刑制度を存置するか、廃止するかは、国際機関における議論や諸外国の動向を踏まえつつ、基本的には、各国の世論、犯罪情勢、国内の刑事司法行政などを勘案し、各国が独自に判断すべき問題である。

26. 極めて悪質かつ残虐な犯罪については死刑もやむを得ないと考える国民が多数であること²⁸などの我が国の実情に照らせば、死刑の執行を一時的に停止することは適当でないと考えられる。²⁹ また、執行停止後に執行手続が再開された場合、死刑が執行されないという希望を抱いた死刑確定

者がその希望を打ち碎かれることになり、結局、非人道的な結果となる。

27. したがって、日本政府は、死刑の執行を一時停止することは適当でないとする。

以 上

特別手続は、国連人権理事会「通報と報告」に対する日本政府「回答」まで進んだ。すべてが順調に進めば、プレスリリース（人権理事会）から拷問等委員会「通常手続」が開始され、任務保持者等の「来日調査」から、「報告書（提言と助言）」の発表に至るものと予想される。

5 岐路に立つ日本の死刑（1）

～ポスト袴田判決の時代の死刑廃止運動～

このところ死刑をめぐる動きは急である。しかし、これらはこれまで地道に重ねてきた長年の努力に支えられている。

（1）再審請求中の死刑執行

袴田巖さんの再審無罪判決は、半世紀に及ぶ司法の不正と過誤との闘いの成果である。袴田姉弟と弁護団、支援者たちが諦めていれば、再審無罪がなかっただけでなく、執行されていたかもしれない。

かつて法務大臣は、再審請求中は死刑を執行していなかった。しかし、再審請求が増えてきた1990年代末の再審請求中でも執行を始めた。最初は、執行阻止のための理由のないことが明らか場合には執行するという理屈であった。しかし、これはオウム真理教関連の死刑執行の地均（なら）しだったように思う。

(2) 死刑執行の再開と検察の死刑求刑の増加

1980年代の4人の死刑再審無罪判決後、執行は3年4か月停止されていた。ところが、1993年、元官房長官後藤田正晴を法務大臣に任命するという異例の人事によって執行を再開した。検察庁は失地回復のため検察官を鼓舞し、「勇気をもって死刑を求刑しろ」と檄を飛ばした。³⁰ しかし、1990年代、死刑判決は増えなかった。ところが、1998年、いわゆる「丸特無期通達」³¹を発して、一審の検察官の死刑求刑を鼓舞し、死刑求刑無期事件について敗因を報告することを指示した。自らも死刑求刑無期事件について、1983年の永山事件以降封印されていた量刑不当を理由とする上告を1997年から1998年に続けて5件連続して上告した。

長勢甚遠（336日間に10人）、鳩山邦夫（342日間に13人）、保岡興治（54日間に3人）、森英介（358日間に9人）、2006年から2009年までの約3年間は、さながら「殺人狂時代」の様相を呈した。

(3) 裁判員裁判導入後の新たな様相

2009（平成21）年5月21日の裁判員裁判導入後、検察官の死刑求刑は減っていき、それに連れて無期刑も減っていった。ところが、オウム真理教徒の最後の共犯者の判決が確定した半年後の2018年7月6日に7人、26日6人、上川陽子法務大臣（当時）は13人を処刑した。これは、政府（行政権）の政治判断が裁判所（司法権）の司法判断に優位することを威丈高に示すものであった。司法は沈黙を守った。しかしその後、死刑の判決や執行は徐々に減っていった。

(4) 市民の死刑廃止運動

1970年に発足した「アムネスティ日本」³²の死刑廃止運動市は半世紀を超えた。1990年に立ち上げられた「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」³³の活動も40年目を迎える。1995年に発足した「監獄人権

センター」³⁴も死刑確定者の権利擁護活動を30年続けている。市民の視点から犯罪関連情報を提供するCrimeInfo³⁵の活動も10年になった。多くの市民が死刑という残虐な刑罰と対峙し、茫漠として、掴みどころのない、巨大な怪物と闘っている。

(5) 弁護士会の動き

日本弁護士連合会（日弁連）は、2011年10月には福井において、2020年までの死刑制度廃止を目標とする宣言（福井宣言）を採択した。2016年10月には高松において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑制度についての全社会的議論を呼びかける宣言」（高松宣言）を決議した。

日弁連の取り組みは、今年、新たなステージを迎えた³⁶。各界の有識者を集めて発足した「死刑制度について考える懇話会」（座長 井田良。以下「懇話会」という。）³⁷は2024年11月13日、12回の議論の成果を取りまとめた報告書を公表した。

報告書は、「早急に国会および内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置する」、そして「死刑の執行に至る手続および執行方法について、具体的な結論を出すまでの間、死刑執行を停止する」ことを提言している。

懇話会は、現行の死刑制度には①死刑廃止が国際的潮流であり、国連加盟国の7割が、法律上または事実上、死刑を廃止している現状に鑑みると、死刑の存続が日本の国益を損ねている疑いがあること、②死刑の選択が問題となる重大事件において被告人に有利な事情が十分検討されていないため、死刑と無期刑との分水嶺が曖昧であること、③死刑の存廃を議論する際には被害者遺族の想いに寄り添い遺族等への支援の充実・強化を進めるべきこと、④組織的凶悪犯罪やテロ犯罪に対し死刑以外の方法で対応できるのかどうか、また、死刑に代替する刑罰で十分に対応できるのかを検討す

べきこと、⑥死刑確定者の処遇、執行順序、執行方法（絞首刑）、執行に当たる職員の心理的負担はいかばかりのものを慮り、執行を待つ死刑確定者の苦悩を緩和・解消することを検討すべきこと、⑦死刑制度の運用や執行の実態についての情報開示、死刑に関する世論調査の方法などについての十分な情報を提供した上で議論すべきことなどを指摘している。

存置論対廃止論を中空の議論にしてしまい人びとが論争の前で立ちすくみ、「為す術もなく事態をただそのままに放置する」という現状に甘んずることなく、「一歩でも先に歩を進めること」の必要性を確認して提言を結んでいる。

6 岐路に立つ日本の死刑（2）

～ポスト袴田判決の時代の死刑裁判～

（1）死刑確定者をめぐる裁判

2024年10月25日、東京地方裁判所は、死刑確定者に対し、一審死刑判決後のほぼ15年間、監視カメラ付きの部屋に収容された事実を認定し、死刑確定者の精神はときに不安定になるとしても、カメラでの監視は無制限に認められるものではないとし、死刑確定から5年後にはカメラ監視の必要性がなくなっていたとして「監視カメラ付きの部屋に収容し続けたのはプライバシー侵害」に対する損害賠償を認めた。

大阪の弁護士グループは、2021年から2024年までに4つの死刑確定者の人権擁護のための公益的訴訟活動を展開している。³⁸

第1号「再審請求中の死刑執行国家賠償請求事件」は、再審請求中に執行された死刑確定者の再審請求弁護人らが、弁護権侵害を理由に①裁判を受ける権利の侵害（憲法第32条違反）、国際人権準則違反（自由権規約第6条違反）、③適正手続の違反（憲法第31条違反）を根拠に「再審請求中の死刑執行は許されず、日本の死刑執行の在り方には問題がある」と

主張する裁判である（大阪地方裁判所令和2年（ワ）第12340号）。

第2号「死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認および国家賠償請求事件」は、①死刑の即日告知・即日執行は、死刑確定者の自己決定権を奪い、人間の尊厳を侵している（憲法第13条違反）。②国連自由権規約委員会は、国際人権準則違反（自由権規約第6条「生命権の保障」、第7条「残虐なまたは人間としての品位を傷つける刑罰の禁止」）を理由に改善を勧告しているが、日本政府は適切に対応していない。③死刑執行の告知について定める法律が存在しない状況は、執行の恣意性を閉めるものであり、法定手続の保障および最高裁判所判例に違反している（憲法第31条違反）。④即日告知・即時執行には法律上の根拠がなく、死刑確定者の異議申立ての機会、裁判を受ける権利を奪うものである（憲法第31条・32条違反）。事前告知なく執行当日に告知され、即時に執行される執行実務に対して、受忍義務不存在の確認と国家賠償を求めている（大阪地方裁判所令和3年（行ウ）第122号）。2024年1月15日、横田典子裁判長は請求を棄却する判決を言い渡したが、同月23日、原告側は控訴し、現在、大阪高等裁判所に継続中である。

第3号「絞首刑執行差止等請求事件」は、大阪拘置所の死刑確定者3名が、絞首刑が残虐で非人道的な刑罰を禁ずる自由権規約に違反する執行手段であることを理由に、絞首刑による執行の差止め、絞首による死刑執行の受忍義務不存在の確認、および絞首による死刑の宣告を受けたことによる精神的苦痛に対する国家賠償を求める訴訟を提起した（大阪地方裁判所令和4年（行ウ）第169号）。

第4号「死刑執行情報公開請求事件」は、弁護士およびジャーナリストが原告となり、法務省と矯正管区に対する6名の死刑執行文書の開示請求の不開示等に対する開示請求の裁判である。（大阪地方裁判所令和5年（行ウ）第8号、第14から23号2024（令和6）年1月23日）

これらの訴訟の提起が今回の国連人権理事会への通報へと繋がった。

(2) 過ちを二度と繰り返さない

1980年代から90年代初めの4件の死刑再審無罪判決、3年4か月の死刑執行停止、死刑廃止条約第2議定書の発効、欧州評議会加盟国の死刑廃止などによって、日本も死刑を廃止できるのではないかと多くの市民が期待した。

ところが。①4つの再審無罪事件は旧刑事訴訟法時代の冤罪であり、現行刑事訴訟法の下での死刑冤罪は存在しない。②自白偏重から科学捜査への転換で「精密司法」は維持できる。③日本は死刑廃止条約を署名していない。欧州の出来事は世界の一部の動きにすぎない。④死刑の存廃は内政問題である。最高裁は死刑を合憲とし、絞首刑も憲法適合的であると判示している。なによりも、⑤国民の大多数は死刑存置を支持している。検察・法務当局は、これらを根拠に死刑の生き残りを謀った。

果たして日本の死刑存置勢力は死刑制度を死守した。わたしたちは、今回もまた、袴田巖さんの再審無罪という千載一遇の好機を逃してしまうのであろうか。このまま刑務官に絞首をさせ続けるのであろうか。死刑廃止へと歩みを進めることができないのであろうか。

(3) 第二の関門

つぎの関門は50人を超える死刑確定者の再審請求裁判である。冤罪を訴えながら、死刑が執行されてしまった人が少なくとも二人いる。一人は「飯塚事件」³⁹の久間三千年さんであり、もう一人はいわゆる「菊池事件」の藤本松夫さんである。

久間さんについては、ご遺族が請求人となって第2次再審が福岡高裁に継続中である。藤本さんはハンセン病療養施設菊池恵風園の特別法廷において公正な察裁判を受けることなく死刑判決が言い渡され、その後、処刑された。⁴⁰ 未だ差別の残るこの国で親族が請求人となることにはさまざまな障害がある。そこで、「憲法的再審請求論」⁴¹という新たな理論を構築し

て第2次再審に挑んでいる。

和歌山カレー毒物混入事件は、凶器の亜ヒ酸と毛髪科学鑑定が虚偽であったことが明らかになった。現在、第三次再審中である。⁴²

マルヨ無線事件で強盗殺人や現住建造物等放火の罪に問われた尾田信夫さんは、死刑確定から半世紀以上「死刑囚」として獄中に在り、第七次再審請求が福岡地方裁判所で審理中である。

量刑誤判を含めて考えれば、死刑再審事件はまだまだ広がる可能性がある。

(4) 英国の死刑の停止から廃止への道

英国では、第2次世界大戦後、死刑廃止を求める声が高まり、1948年、労働党のシルバーマン議員が死刑廃止法案を上程した。1957年の法律によって、死刑は受刑者による看守の殺害や警察官殺害犯や爆弾テロなどに制限された。その後、「エヴァンス事件」⁴³や「ハンラッティ事件」など、決定的な証拠が無いまま死刑が確定し、執行後に冤罪が疑われる事件が続いた。「ベントリー事件」や「エリス事件」などの冤罪が次々と発覚した。⁴⁴ エヴァンスの執行から3年後、集合住宅の階下の住人が女性連続殺人事件の犯人であることが明らかとなった。1966年の調査により、エヴァンスの娘の殺害も同一人物の犯行であることが明らかとなり、名誉回復のための恩赦が認められた。

このような背景の下、1965年には死刑の執行を5年間停止する時限立法が議会で可決され、1969年、キャラハン内閣は死刑廃止を決定した。最後の執行は1964年のP・A・アレンとG・O・エヴァンスの同日同時刻の執行であった。

その後、1973年には北アイルランドでも死刑が廃止された。一時期、テロ対策のために死刑復活法案が提出されたことがあったが、いずれも否決されている。1998年、国家反逆罪と戦争犯罪に対する死刑が廃止され、英

国国内では全面的に死刑が廃止された。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの英連邦諸国も死刑を廃止しており、残る死刑問題は英連邦のカリブ海諸国だけである。

英国における死刑廃止への道は、ポスト袴田判決の今の日本にとって、多くの示唆を与えてくれる。

(5) 日本における再審から執行停止の可能性

日本でも死刑再審から執行停止が法案として国会に提出されたことがある。1968年4月に神近市子衆議院議員らによって提出された『死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案（再審特例法案）』である。

1945年9月2日から1952年4月28日までのGHQ統治下で死刑が確定した死刑確定者に対して再審を認めようとする提案であった。①GHQ統治下の政治的影響力により、手続きの公正が保障されていない可能性がある。②旧刑事訴訟法の下で捜査当局による自白偏重の捜査が行われ権利の保障に問題があった。③物的証拠を欠く疑わしい事件があり、無実を主張する死刑確定者が複数いた。これらが提案の理由であった。

法案は廃案となったが、1969年7月8日、西郷吉之助法務大臣は衆議院法務委員会において6事件7人の死刑確定者について恩赦を検討する旨を表明した。その後3人を無期懲役に減刑した。残る1人は病死し、2人は再審で無罪となったが、1人は死刑が執行された。⁴⁵

むすびに代えて

～ポスト袴田再審無罪の時代における死刑のゆくえ～

2024年末現在、死刑確定者107名のうち再審請求をしている人が52人、恩赦申請している人が34人いる。（重複あり）自由権規約6条1項

は「何人も、恣意的にその生命を奪われない」と規定しているので、この条約を批准している日本では死刑判決の恣意性（正当で、公平か）が問われる再審の裁判を請求中の死刑確定者の死刑を執行することはできないと解すべきである。⁴⁶ たしかに、第442条は「再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない」（本文）と規定しているが、「管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる」（但書）としているので、公益の代表者たる検査官は条約および憲法を遵がって刑の執行を停止すべきである。

また、自由権規約同条4項は「死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する恩赦、特赦又は減刑はすべての場合に与えることができる」と規定している。恩赦は死刑確定者の権利であるので、恩赦請求中は決定機関である中央更生保護審査会の判断が確定するまで法務大臣は死刑の執行を命ずることはできない。

死刑再審は一筋縄ではいかない。しかし、死刑廃止を目ざす運動はその芽を育てなければならない。C・ベッカリーア『犯罪と刑罰』の扉の裏には次の言葉が刻まれている。

「困難な仕事にとりかかるときには、種を撒いて、すぐに蒔り取ろうなどと期待してはいけない。ゆっくりと成長するのを待つ準備が必要である。」

フランシス・ベーコン「交渉について」

（『ベーコン随想集』岩波文庫、1983年）212頁所収。

（参照条文）

『刑法』

第11条（死刑）① 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

（龍法 '25）57-4, 428（1074）

- ② 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

『刑事訴訟法』

第289条 ① 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

② 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなったとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

③ 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第475条 ① 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

② 前項の命令は、判決確定の日から6箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第439条 1 項「再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

一 検察官

二 有罪の言渡しを受けた者

三 有罪の言渡しを受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡しを受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第472条 ① 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、第70条第1項但書の場合、第107条第1項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

② 上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が

下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。

『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』

第36条（死刑確定者の処遇の態様） ① 死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

② 死刑確定者の居室は、単独室とする。

③ 死刑確定者は、居室外においても、第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。

第62条（診療等） ① 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

② 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

③ 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。

『死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書〔自由権規約第二選択議定書〕（Second Optional Protocol to

the International Covenant on Civil and Political Rights, aiming at the abolition of the death penalty)』(1989年12月15日採択、1991年7月11日発効)⁴⁷

この議定書の締約国は、死刑の廃止が、人間の尊厳の向上及び人権の漸進的発達に寄与することを確認し、1948年12月10日に採択された『世界人権宣言』第3条ならびに1966年12月16日に採択された『市民的及び政治的権利に関する国際規約』第6条を想起し、同規約の第6条が、廃止が望ましいことを強く示唆する文言で、死刑の廃止に言及していることに留意し、死刑廃止のすべての措置が、生命に対する権利の享受における進歩とみなされるべきことを確認し、ここに、死刑を廃止する国際的約束を行うことを希望して、次のとおり協定した(前文)。

第1条(死刑の廃止) ①この選択議定書の締約国の管轄内にある何人も、死刑を執行されない。②各締約国は、自国の管轄内において死刑を廃止するためのすべての必要な措置をとる。

第2条(留保) ①批准又は加入のときに行われる留保で、戦時中になされる軍事的性質の非常に重大な犯罪に対する訴追に従って戦争の際に死刑を適用することを定めたものを除くほか、留保は、この議定書に対しては許されない。②そのような留保を行う締約国は、批准又は加入のときに、戦時中に適用できる国内立法の関連規定を国際連合事務総長に通報する。③そのような留保を行った締約国は、自国領域に適用できる戦争状態の開始又は終了について国際連合事務総長に通告する。

第3条(報告) この議定書の締約国は、規約の第40条に従って人権委員会へ提出する報告の中に、この議定書に効果を与えるためにとった措置に関する情報を含める。

第4条(国家からの通報) 規約の締約国で第41条に基づいて宣言を行ったものについては、他の締約国がその義務を履行していないと一締約国が主張する通報を受理しかつ検討する人権委員会の権限は、この議定書の規定

に拡張する。ただし、当該締約国が、批准又は加入の際に別段の声明を行った場合は、この限りでない。

第5条（個人からの通報） 1966年12月16日に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約の（第一）選択議定書の締約国については、その管轄の下にある個人からの通報を受理しかつ検討する人権委員会の権限は、この議定書の規定に拡張する。ただし、当該締約国が批准又は加入の際に別段の声明を行った場合は、この限りでない。

第6条（離脱の禁止） ①この議定書の規定は、規約に対する追加規定として適用する。②この議定書の第二条に基づく留保の可能性を害することなく、この議定書の第1条1で保障される権利は、規約の第四条に基づく離脱に服しない。

第7条（署名、批准、加入） ①この議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。②この議定書は、規約を批准し又はこれに加入したすべての国により批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。③この議定書は、規約を批准し又はこれに加入したすべての国による加入のために開放しておく。④加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。⑤国際連合事務総長は、この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通知する。

第8条（効力発生） 「①この議定書は、一〇番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。②この議定書は、一〇番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第9条（連邦国家に対する適用） この議定書の規定は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第10条（国際連合事務総長による通報） 国際連合事務総長は、規約の第

48条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

- (a) この議定書の第2条の規定による留保、通報及び通告
- (b) 第四条又は第五条の規定に基づきなされる声明
- (c) 第七条の規定による署名、批准及び加入
- (d) 第八条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日

第11条（正文） ①この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。
②国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を第四八条に規定するすべての国に送付する。

*本議定書は、自由権規約の署名国に対し署名のために開放されているが、2024年8月現在、署名国は40か国、締約国は91か国である。なお、米国、日本など未署名・未締約の各国はいずれも死刑制度を存置している。

1 ヘッドラインは「袴田さんも直面、死刑は「国際法違反の疑い」国連報告者が示す根拠」（2024年12月6日16時10分 山本逸生＝大滝哲彰）、英語版は“U.N. rapporteurs call on Japan to suspend capital punishment”, THE ASAHI SHIMBUN, December 7, 2024 at 18:05 JST) だった。下記のサイトをそれぞれ参照。（日本語）https://digital.asahi.com/articles/ASSD62196SD6PTIL00WM.html?iref=comtop_BreakingNews_list（英語版）<https://www.asahi.com/ajw/articles/15541031>

2 ここで最高裁判例とは70年前の大法廷判決である。「現在各国において採用している死刑執行方法は、絞殺、斬殺、銃殺、電気殺、瓦斯殺等であるが、これらの比較考量において一長一短の批判があるけれども、現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残酷であるとする理由は認められない。従って絞首刑は憲法36条に違反するとの論旨は理由がない」（最大判昭和30年4月6日刑集9巻4号663頁）と判示した。

3 国連人権委員会の特別手続については下記のサイトを参照。

（日本語） https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/

（英語） <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>

4 46のテーマは、アフリカ系市民、アルビニズム（メラニン色素欠損症）、恣意的拘禁、企業と人権、文化的権利、障害者、強制的もしくは不本意の失踪、発展の権利、教育、環境、超法規的・略式的・恣意的処刑、食糧の権利、対外

債務、平和的集会・結社の自由、意見・表現の自由、宗教・信条の自由、身体的・精神的健康、適切な住居、人権の擁護、裁判官・弁護士の独立、先住民、国内避難民、国際秩序、国際連帯、外国人傭兵、移住者、少数者問題、高齢者、貧困、プライバシー、子どもの売買、性的志向とジェンダー、奴隷制度、レイシズム・人種差別、テロ対策、拷問等禁止（非人道的処遇）、有害物質・廃棄物、人身売買、真実・正義・賠償・再発防止の促進、片面的強制、女性に対する暴力、水と衛生および女性差別である。

- 5 14の指定国は、ベラルーシ、カンボジア、中央24アフリカ共和国、コートジボアール、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、ハイチ、イラン、マリ、ミャンマー、1967年以降のパレスチナの被占領地、ソマリア、スーダン、シリアである。
- 6 2024年9月、佐藤舞氏（任命時オーストラリア・モナシュ大学准教授、現在ロンドン大学パークベック校がイランの任務保持者に任命された。
- 7 チームは、2022年11月に発足し、石田真美（兵庫県弁護士会）を中心に大谷智恵（大阪弁護士会）、金子武嗣（同上）の3名の弁護士が匿名の死刑確定者の代理人として通報した。
- 8 <https://spcommreports.ohchr.org/TmSearch//Mandates?m=44>
一覧表の4 Sep 2024 Japan JUAの JPN 2/2024 をクリックすると国連からの「通報通告」、右端の22 Nov 2024 をクリックすると日本政府の「回答」の全文を参照できる
- 9 記者会見については、下記のサイトを参照。
https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00567.html
- 10 2019年調査については、<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-houseido/>参照
- 11 24 Sep 2024 Japan JUA JPN 2/2024(2024年11月23日付け公表)の要約については、下記の一般社団法人刑事司法未来のサイトを参照。<https://cjf.jp/archives/1754>
- 12 東京拘置所の被収容者は、風間博子（女性）、木嶋佳苗（女性）、小林正人（男性）、伊藤玲雄（男性）、川崎竜弥（男性）の5名、大阪拘置所の被収容者は林真須美（女性）、溝上浩二（男性）の2名、いずれも成人の死刑確定者である（敬称略）。代理人が本人の同意を得て顕名としたので実名を表示した。通報者に対する制裁的執行の阻止にも留意している。なお、1名の通報者については匿名とした。同様の配慮からである。
- 13 4件とは、1980年代の免田・財田川・松山・島田の4つの死刑再審無罪事件を指すものと思われる。この通告は2024年9月24日付けだったので、9月26日の袴田事件についての情報は提供されていなかった。同年11月22日付けの日本政府回答には5件と記載されている。
- 14 正式には『市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant

-
- on Civil and Political Rights: ICCPR)』。『自由権規約（B規約）』の条文については下記を参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html
- 15 『国際人権規約（International Covenants on Human Rights）』は、「A規約（社会権規約）」と「B規約（自由権規約）」によって構成される。詳しくは下記の外務省のサイトを参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>
- 16 正式には『拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）』。下記の外務省のサイトを参照。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/index.html>
- 17 正式には『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』。B規約の条文については下記のサイトを参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html
- 18 正式には『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）』。下記の外務省のサイトを参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>
- 19 『被拘禁者処遇最低基準規則（Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners）』は被拘禁者処遇の最低基準を示した国際連合決議。1955年に第1回「犯罪の予防及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」で採択され、2015年12月17日の国際連合総会で改訂版が採択された。改訂版の通称が「ネルソン・マンデラ・ルールズ（Nelson Mandela Rules）」である。条文については、矯正協会編『矯正関係国際準則集（四訂版）』（矯正協会、2020年）および「監獄人権センター（CPR）」の下記のサイトを参照。
https://cdn.penalreform.org/wp-content/uploads/2021/09/Nelson-Mandela-Rules_Japanese_final_5.pdf
- 20 『女性受刑者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders: the Bangkok Rules）』については下記の英語サイトを参照。
<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n10/526/28/pdf/n1052628.pdf>
- 21 『死刑に直面する者の権利の保護を保証する国連の保障措置（the United Nations Safeguards Guaranteeing Protection of the Rights of those Facing the Death Penalty）』（25 May 1984 Economic and Social Council resolution 1984/50）については下記のサイトを参照。<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/safeguards-guaranteeing-protection-rights-those-facing-death>
- 22 人権理事会の関連する人権に関する文書および基準の全文は、下記の国連人

権理学会事務局のサイトから入手可能であるが、要望があれば、提供する準備があると述べている。www.ohchr.org

23 「通報通知」に対する日本政府の「回答」（2024年11月22日付け）の要約とコメントについては、下記のサイトを参照。<https://cjf.jp/archives/1763>

24 国連人権理事会の通告通知では106人であった。

25 最大判昭和30年4月6日刑集第9巻4号663頁参照。

26 ここで世論調査とは、2019(令和元年11月)に実施された内閣府「基本的法制度に関する世論調査」を指すと思われる。同調査は、死刑制度に関連して次のような結果を公表している。

（1）**死刑制度の存廃について** 死刑制度に関して、「死刑は廃止すべきである」、「死刑もやむを得ない」という意見があるが、どちらの意見に賛成か聞いたところ、「死刑は廃止すべきである」と答えた者の割合が9.0%、「死刑もやむを得ない」と答えた者の割合が80.8%となっている。なお、「わからない・一概に言えない」と答えた者の割合が10.2%となっている。

（2）**死刑の犯罪抑止力** 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるが、どのように考えるか聞いたところ、「増える」と答えた者の割合が58.3%、「増えない」と答えた者の割合が13.7%となっている。なお、「わからない・一概には言えない」と答えた者の割合が27.9%となっている。

（3）**終身刑を導入した場合の死刑制度の存廃** 仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思うか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思うか聞いたところ、「死刑を廃止する方がよい」と答えた者の割合が35.1%、「死刑を廃止しない方がよい」と答えた者の割合が52.0%となっている。なお、「わからない・一概には言えない」と答えた者の割合が12.8%となっている。

27 内閣府調査では58.3%であった。

28 従来、日本政府は、世論調査が「国民の80パーセント以上が死刑を支持している」ことを死刑存置の根拠として強調してきた。ところが、回答では具体的な数字を示していない。

29 2024年は、5年ごとに実施している前記の内閣府世論調査の実施年であり、11月7から17日前後に調査が実施されていたと思われる。すでに統計の大まかな集計は完了しているはずであるが「国民の大多数」の具体的な数字が示されていない。結果の発表は、2025年1月頃であると思われる。

30 百瀬武雄「殺人及び強盗致死事件に見る量刑の変遷と地域間較差」（『法務総合研究所研究部紀要』第30号、1987年）1～23頁、百瀬武雄＝安森幹彦「量刑基準と国民意識」（同第31号、1988年）1～22頁。

31 「特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について」（依命通達・最高

検検第887号)

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/196/syuh/sl196199.htm>

32 「公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本」については、下記のサイトを参照。<https://www.amnesty.or.jp>

33 「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」については、下記のサイトを参照。<https://forum90.net>

34 「NPO法人監獄人権センター」については下記のサイトを参照。<https://prisonersrights.org>

35 特定非営利活動法人については、下記のサイトを参照。CrimeInfo<https://www.crimeinfo.jp>

36 死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の活動については、下記のサイトを参照。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/deathpenalty.html>

37 懇話会については、下記のサイトを参照。<https://www.shikeikonwakai.net>

38 「金子武嗣&上原邦彦・死刑確定者人権基金」の支援する訴訟については、その訴状が日本語と英訳で下記のホームページで公開されている。<https://www.crimeinfo.jp/data/osaka/>

39 1992年2月20日、福岡県飯塚市で小学校1年生の女兒2人が登校中に行方不明になり、翌日21日)朝倉市の八丁峠で遺体で発見された。事件から2年後の1994年久間三千年が逮捕され、一貫して無実を主張していたが、有罪とされ2006年10月8日に死刑判決が確定し、2年後の2008年10月28日に福岡拘置所で執行された。最期まで「私はやってない」と言っていたという。久間の死刑執行は、直近の死刑執行(9月11日)から47日での執行であり、1993年以降では最も間隔が短かった。死刑確定から執行までの期間2年1月も異例であった。現在、配偶者が第2次の死後再審を請求し、福岡高裁に即時抗告が係属している。詳しくは、飯塚事件弁護団『死刑執行された冤罪・飯塚事件』(現代人文社、2022年)、木寺一孝『正義の行方』(講談社、2024年)など参照。

40 1951年、熊本県菊池郡で発生した爆破事件および殺人事件である。被告人はハンセン病患者であったが、証拠品には複数の不正があったことが明らかになっている。裁判は最高裁判所の決定に基づき、療養所内に設置された「特設法廷」で行われた裁判官、検査官だけでなく弁護人まで白い予防服とゴム長靴を着用し、ゴム手袋をはめた手で証拠物を扱い、調書を捲るときには火箸を使っていた。被告人は、控訴・上告したが、1957年8月23日に最高裁が上告を棄却し死刑が確定した。確定後も同人は通常のハンセン病療養施設恵楓園内の菊池医療刑務支所に収容されていた。確定後、三度再審を請求したが、3度目の再審請求が棄却となった翌日、1962年9月14日午前中、福岡拘置所に移送され、同日午後1時ごろ死刑が執行された。平井佐和子「藤本事件について―「真相究明」と再審」

-
- (『九大法学』第84号、2002年) 161-235頁。https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1195/fujimoto_ocr.pdf
- 41 福永俊輔「いわゆる「憲法的再審」について」(『西南学院大学法学論集』第57巻2号、2024年) 1～16頁。
- 42 河合潤『鑑定不正—カレーヒ素事件』(日本評論社、2021年) および同『和歌山カレーヒ素事件—判決に見る裁判官の不正』(現代人文社、2024年) 参照。
- 43 「エヴァンス事件」は、1949年にロンドンで発生した。英国における死刑制度廃止の発端となった。T・J・エヴァンス (Timothy John Evans) は、ロンドンの自宅で妻と幼い娘を殺害したとして起訴された。1950年1月、娘に対する謀殺罪で絞首刑の判決を言い渡され、絞首刑が執行された。エヴァンスは、階下の住人クリスティが真犯人であると訴え続けていた。
- 44 1961年ロンドン西部の幹線道路沿いで停車中の車で男女が殺害され、J・ハンラッティ (James Hanratty) が逮捕され、謀殺罪で有罪となった。彼は無実を主張したが、1962年死刑が執行された。その後も真犯人について論争が続いたが、2001年、凶器が包まれていたハンカチに付着していた体液のDNA検査によって同人が犯人であることが確認された。
- 45 1975年6月、中央更生保護審査会は、石井健治郎を無期懲役に減刑したが、主犯格の西武雄の恩赦を不適当とした。同月16日、西は福岡拘置所で死刑が執行され、翌17日石井には恩赦が伝えられ、1989年12月8日に仮釈放になった。西の辞世は「叫びたし、寒満月の割れるほど」である。
- 46 再審が開始されれば死刑は執行できない。日本国憲法第98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定め、国務大臣や裁判官その他の公務員は「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされている。適正に締結・批准され、発効した自由権規約を遵守しなければならない。したがって、再審や恩赦の請求を無視して、死刑を執行することはできない。また、刑事訴訟法第448条2項は「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる」と規定しているので開始決定があった場合は執行は停止される。
- 47 同条約の原文については、下記のサイトを参照。
https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=IV-12&chapter=4
日本語訳については、関西大学人権教育研究室 (2009年3月20日 更新) など
を参照。https://www.kwansei.ac.jp/r_human/r_human_002529.html

(2024年12月16日脱稿)